

特集 輸入食品の 安全性確保対策について

平成20年度の日本の食料自給率は、農林水産省によると、カロリーベースで41%となっています。残りの59%は、輸入食品に頼っている現状にあり、輸入食品は私たちの食生活には欠かせないものとなっています。

一方、輸入食品については、県民の皆さんから、その安全性について不安があるというご意見が多く寄せられています。

そこで、今回、輸入食品に対してどのような安全性確保対策が行われているのか、ご紹介します。

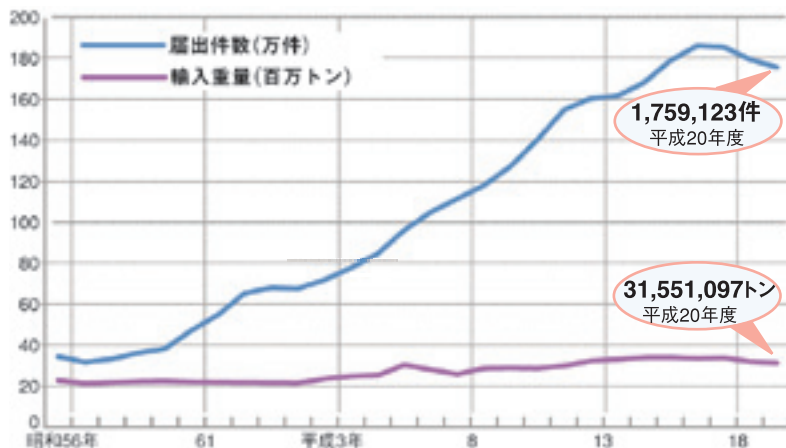
輸入食品について

食品等を国内に輸入する際には、輸入者は、何を、どこの国から、どのくらい輸入するかなどを検疫所長に届け出なければなりません。

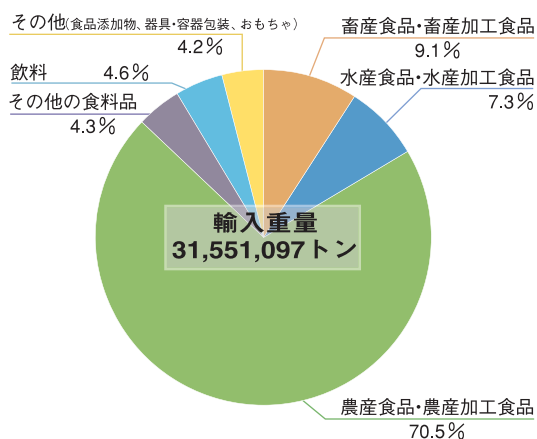
平成20年度における食品等の輸入届出件数は、1,759,123件で、輸入重量は、31,551,097トンでした。

そのうち農産食品等が22,249,369トンと約70%を占めています。

食品等の輸入届出の件数・重量



食品等の輸入の状況(平成20年度)



食品衛生法では、食品以外に、**食品添加物、器具・容器包装、おもちゃ**も規制がされているんだよ。



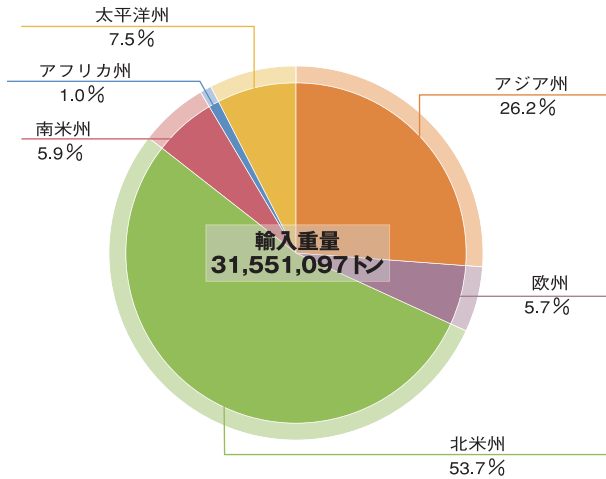
おもちゃは、特に、乳幼児が接触することで健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定したものに
限られているんだ！

マメ知識 食料自給率って何ですか？

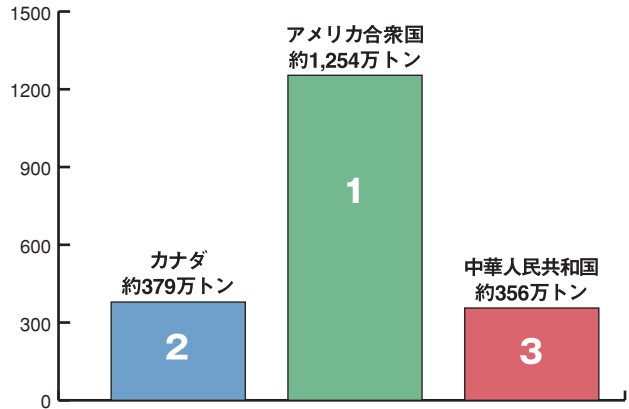
食料自給率とは、国内の食料消費が、国内でどの程度まかなえているかを示す指標のことです。カロリーベースとは、食料の重さが種類によって異なることから、すべての食料を足し合わせて計算するために、その食料に含まれるカロリーを用いて計算したものです。

輸出国の地域別にみた輸入重量では、北米州が最も多く、生産地・原産国別では、アメリカ合衆国、カナダ、中華人民共和国が上位3位となっています。

地域別の輸入の状況(平成20年度)



生産地・原産国別上位3位(平成20年度)



出典：平成20年度輸入食品監視統計(厚生労働省医薬食品局食品安全部)

輸入される食品等のチェック体制

日本に輸入される食品等は、日本の食品衛生法及び同法に基づく規格基準に適合したものでなければなりません。そのため、3つのチェックが行われています。

輸出前のチェック

輸入者は、輸出国において、生産、加工、輸送まで衛生管理のチェックに努め、自主検査等で規格に適合していることを確認しています。

輸入時のチェック

輸入者は、貨物の到着にあわせて輸入届出書を届け出ます。厚生労働省検疫所は届出された書類及び食品等をチェックします。 検疫所の仕事については、3ページから詳しく説明します。

国内流通後のチェック

都道府県等は、販売店等において、表示点検や温度管理の点検等を行います。また、抜き取り検査も実施しています。 神奈川県の実施については、5ページから詳しく説明します。



マメ知識 輸入届出の窓口は、どこにありますか？

届出の窓口は、日本全国の港や空港にある検疫所とその支所、31ヶ所にあります。そのうちの13ヶ所には、「輸入食品相談指導室」が設置されています。

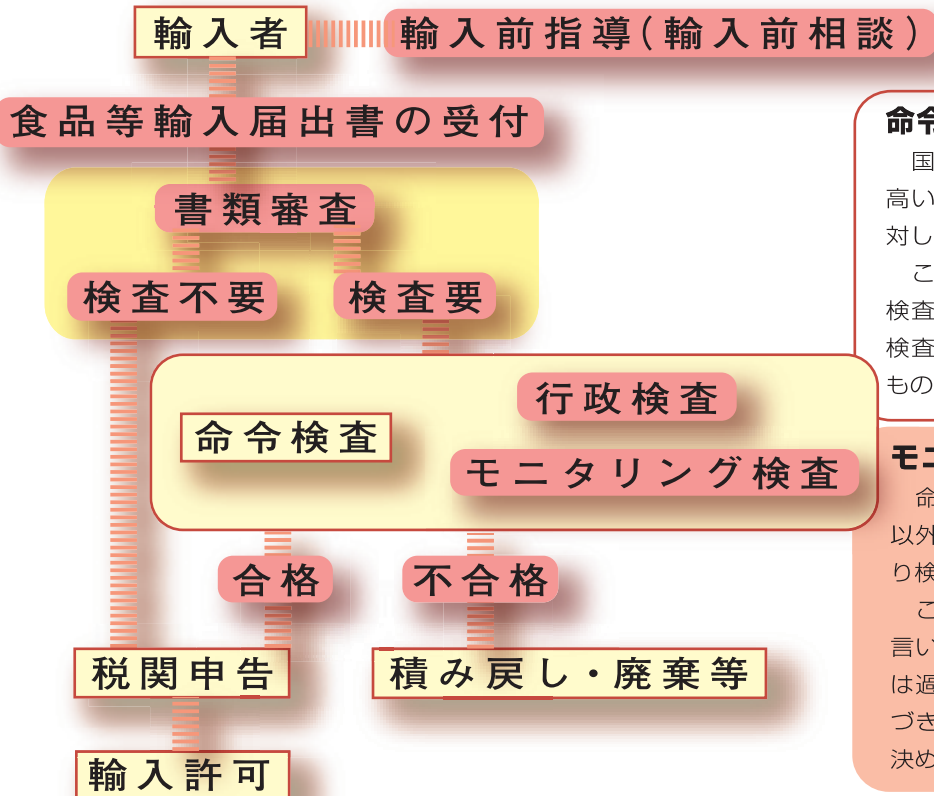


国の取組み

国は、輸入される食品等の安全性を確保するため、食品衛生法の規定により毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、この計画に基づいて輸入者に対する監視指導や、輸入食品等の検査を実施しています。

検疫所の仕事「輸入食品監視業務」

のところが
検疫所の業務よ。



命令検査

国は食品衛生法違反の可能性が高い食品等については、輸入者に対し検査を命令します。

この命令に基づき輸入者が登録検査機関で検査を行うことを命令検査と言い、その検査に合格したものだけが輸入されます。

モニタリング検査

命令検査の対象となった食品等以外についても、検疫所が抜き取り検査をします。

この検査をモニタリング検査と言い、検査する食品等の種類や数は過去の違反事例などの統計に基づき「輸入食品監視指導計画」で、決められています。

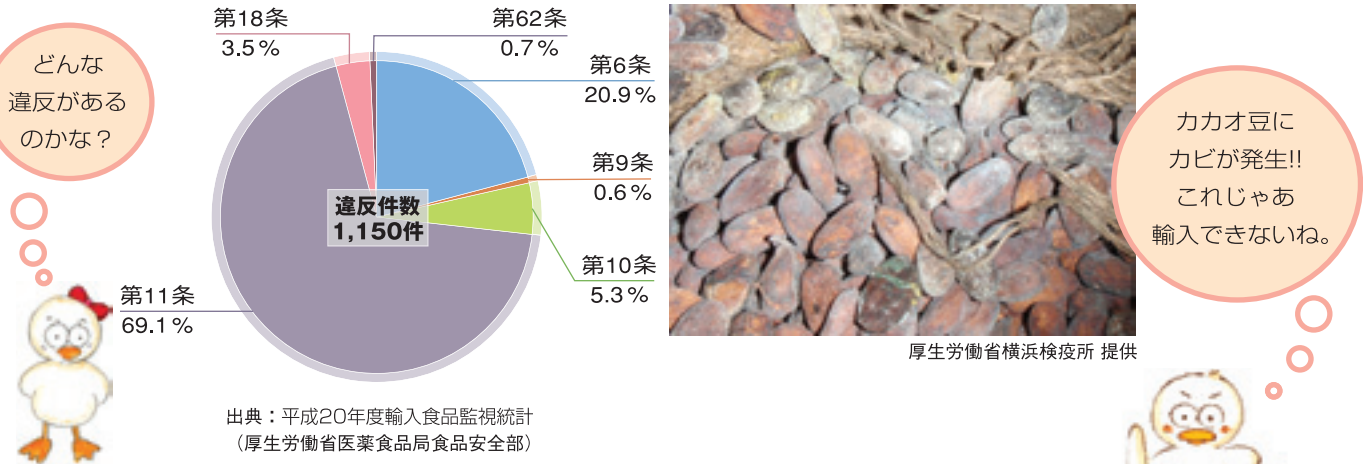
モニタリング検査の様子



厚生労働省横浜検疫所 提供

平成20年度は輸入の届出約176万件のうち、約19万件（約11%）が検査され、そのうち食品衛生法違反は、1,150件（届出件数の約0.1%）でした。

違反の条文別件数(平成20年度) 例えば・・・(第6条違反の例)



厚生労働省横浜検疫所 提供

【具体例】

- 第6条 有害なカビや菌がついているもの
- 第9条 食肉などについて疾病や異常がないことの証明書が添付されていないもの
- 第10条 日本では使用できない添加物を使用したもの
- 第11条 日本の基準に適合していない食品
- 第18条 食器など食品に使用する器具・容器包装の規格違反など
- 第62条 おもちゃ又はその原材料の規格違反

違反が発見されたときは、
どういふ対策をとるのかな？

- ・輸入者に対して積み戻しや廃棄等を指示します。
- ・特に必要があると認めるときは、輸入禁止措置を行います。
- ・モニタリング検査等で違反が発見された場合には、輸入時の検査を強化します。

国もいろんな対策をしているんだね。
厚生労働省の輸入食品等に関するホームページのアドレスは
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html> だよ。
次のページからは神奈川県の実例を紹介するよ。

マメ知識 登録検査機関って何ですか？

食品衛生法第25条（規格が定められた食品等や添加物の検査）、第26条（検査命令）に規定する製品検査を行うことができる民間の検査機関です。なお、登録検査機関になるには厚生労働大臣に申請し、登録されることが必要です。



神奈川県の取組み

神奈川県では、食の安全・安心を確保するため、食品衛生法の規定により毎年度「食品衛生監視指導計画」を定めています。この計画の重点監視指導事業のひとつとして、輸入食品衛生対策を位置付け、輸入食品等を取り扱う施設の監視指導を実施するとともに、県内に流通する輸入食品等の検査を実施しています。

販売店における輸入食品等の監視

輸入食品等の検査

輸入食品等に関する情報の共有化

販売店（スーパーなど）における輸入食品等の監視

輸入食品等を取り扱う施設において、保管、管理状況の点検を行うとともに使用又は販売されている食品等の表示点検を行い、適正な食品管理が徹底されるよう、監視指導をしています。



名称	清涼飲料水
原材料名	りんご、酸化防止剤(V.C)
内容量	350mL
賞味期限	2010年〇月〇日
保存方法	直射日光を避けて、常温で保存してください。
原産国名	〇〇〇〇
輸入者	カナジン商事株式会社 神奈川県〇〇市〇〇町・・・

表示は間違っていないかな。



輸入食品等の検査

●農畜水産物の残留農薬・動物用医薬品の検査

厚生労働省から提供される輸入農畜水産物の違反状況や県内の流通状況に応じて検査対象を決め、効率的に検査をしています。

また、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬・動物用医薬品の検査を行い、違反食品等の排除に努めています。

マメ知識 ポジティブリスト制度とはどのような制度ですか？

一定量以上の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品が残留する食品の販売等を禁止する制度です。

●輸入食品等の食品添加物の検査

日本では使用が認められていない食品添加物（指定外添加物）が使用されていないか、食品添加物の使用基準に適合しているか、また、使用された添加物が表示されているか検査で確認しています。厚生労働省から提供される輸入食品等の違反事例などを参考に、効率的に検査しています。

他にも
遺伝子組換え食品の
検査などもしているんだよ。
県及び保健所設置五市の
検査結果は、
19ページからの
「食品等の検査状況」
に掲載しているよ。



輸入食品等に関する情報の共有化

神奈川県は日本有数の貿易港である横浜港、川崎港を有していることから、輸入食品等による健康被害の発生防止や、万一、健康被害が発生した場合の拡大防止に迅速な対応を図れるよう、県及び保健所設置五市だけでなく、県内にある検疫所とも会議を行うなど、情報を共有化しています。



会議風景（輸入食品衛生連絡会の様子）

会議の構成機関

- 国
 - 横浜検疫所
 - 東京検疫所川崎検疫所支所
- 県内保健所設置五市
 - 横浜市
 - 川崎市
 - 相模原市
 - 横須賀市
 - 藤沢市
- 神奈川県

新たな取組みについて

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例を制定し、食品等輸入事務所等の届出を義務づけました。平成22年度からは届出された施設に対し輸入食品の安全性についての指導等を行います。



新しい条例が
できたんだね。
次のページで
詳しく勉強しよう。